

【道路構造令】 国の基準と条例（素案）との対比表

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方												
条例委任の規定	<p>○道路法（昭和 27 年法律第 180 号） 第 30 条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 通行する自動車の種類に関する事項 二 幅員 三 建築限界 四 線形 五 視距 六 勾配 七 路面 八 排水施設 九 交差又は接続 十 待避所 十一 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設 十二 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度 十三 前各号に掲げるもののほか、高速自動車国道及び国道の構造について必要な事項 <p>2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。</p>														
	<p>○道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号） 第 1 条 この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準（都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準にあつては、道路法（以下「法」という。）第三十条第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（同項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものを除く。）を定めるに当たって参酌すべき一般的技術的基準を定めるものとする</p>														
道路の区分	<p>第 3 条 道路は、次の表に定めるところにより、第 1 種から第 4 種までに区分するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">道路の存在する地域</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の道路の別</th> <th style="text-align: center;">地方部</th> <th style="text-align: center;">都市部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高速自動車道及び自動車専用道路</td> <td style="text-align: center;">第 1 種</td> <td style="text-align: center;">第 2 種</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の道路</td> <td style="text-align: center;">第 3 種</td> <td style="text-align: center;">第 4 種</td> </tr> </tbody> </table>		道路の存在する地域		高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の道路の別	地方部	都市部	高速自動車道及び自動車専用道路	第 1 種	第 2 種	その他の道路	第 3 種	第 4 種	第 3 種及び第 4 種の道路についてのみ規定する。	帯広市が管理する高速自動車国道及び自動車専用道路は存在しないため。
	道路の存在する地域														
高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の道路の別	地方部	都市部													
高速自動車道及び自動車専用道路	第 1 種	第 2 種													
その他の道路	第 3 種	第 4 種													

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方																																																																													
道路の区分	<p>2 第1種の道路は、第1号の表に定めるところにより第1級から第4級までに、第2種の道路は、第2号の表に定めるところにより第1級又は第2級に、第3種の道路は、第3号の表に定めるところにより第1級から第5級までに、第4種の道路は、第4号の表に定めるところにより第1級から第4級までに、それぞれ区分するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、該当する級が第1種第4級、第2種第2級、第3種第5級又は第4種第4級である場合を除き、該当する級の1級下の級に区分することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第3種の道路</p> <table border="1" data-bbox="219 539 1055 884"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">計画交通量 (単位1日につき 台)</td> <td>20,000以上</td> <td>4,000以上</td> <td>1,500以上</td> <td>500以上</td> <td rowspan="2">500未満</td> </tr> <tr> <td>道路の存する地形</td> <td>20,000未満</td> <td>4,000未満</td> <td>1,500未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般国道</td> <td>平地部</td> <td>第1級</td> <td>第2級</td> <td colspan="3">第3級</td> </tr> <tr> <td>山地部</td> <td>第2級</td> <td>第3級</td> <td colspan="3">第4級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都道府県道</td> <td>平地部</td> <td colspan="2">第2級</td> <td colspan="3">第3級</td> </tr> <tr> <td>山地部</td> <td colspan="2">第3級</td> <td colspan="3">第4級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村道</td> <td>平地部</td> <td>第2級</td> <td>第3級</td> <td>第4級</td> <td colspan="2">第5級</td> </tr> <tr> <td>山地部</td> <td colspan="2">第3級</td> <td>第4級</td> <td colspan="2">第5級</td> </tr> </table> <p>四 第4種の道路</p> <table border="1" data-bbox="219 914 1055 1129"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">計画交通量 (単位1日につき 台)</td> <td>10,000以上</td> <td>4,000以上</td> <td>500以上</td> <td rowspan="2">500未満</td> </tr> <tr> <td>道路の種類</td> <td>10,000未満</td> <td>4,000未満</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一般国道</td> <td colspan="2">第1級</td> <td colspan="2">第2級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">都道府県道</td> <td>第1級</td> <td>第2級</td> <td colspan="2">第3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市町村道</td> <td>第1級</td> <td>第2級</td> <td>第3級</td> <td>第4級</td> </tr> </table>	計画交通量 (単位1日につき 台)		20,000以上	4,000以上	1,500以上	500以上	500未満	道路の存する地形	20,000未満	4,000未満	1,500未満	一般国道	平地部	第1級	第2級	第3級			山地部	第2級	第3級	第4級			都道府県道	平地部	第2級		第3級			山地部	第3級		第4級			市町村道	平地部	第2級	第3級	第4級	第5級		山地部	第3級		第4級	第5級		計画交通量 (単位1日につき 台)		10,000以上	4,000以上	500以上	500未満	道路の種類	10,000未満	4,000未満	一般国道		第1級		第2級		都道府県道		第1級	第2級	第3級		市町村道		第1級	第2級	第3級	第4級	第3種及び第4種の道路についてのみ規定する。	帯広市が管理する高速自動車国道及び自動車専用道路は存在しないため。
	計画交通量 (単位1日につき 台)			20,000以上	4,000以上	1,500以上	500以上		500未満																																																																							
			道路の存する地形	20,000未満	4,000未満	1,500未満																																																																										
	一般国道	平地部	第1級	第2級	第3級																																																																											
山地部		第2級	第3級	第4級																																																																												
都道府県道	平地部	第2級		第3級																																																																												
	山地部	第3級		第4級																																																																												
市町村道	平地部	第2級	第3級	第4級	第5級																																																																											
	山地部	第3級		第4級	第5級																																																																											
計画交通量 (単位1日につき 台)		10,000以上	4,000以上	500以上	500未満																																																																											
		道路の種類	10,000未満	4,000未満																																																																												
一般国道		第1級		第2級																																																																												
都道府県道		第1級	第2級	第3級																																																																												
市町村道		第1級	第2級	第3級	第4級																																																																											
3 前2項の規定による区分は、当該道路の交通の状況を考慮して行なうものとする。	第3種及び第4種の道路についてのみ規定する。	同上																																																																														
4 第1種、第2種、第3種第1級から第4級まで又は第4種第1級から第3級までの道路（第3種第1級から第4級まで又は第4種第1級から第3級までの道路にあっては、高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）は、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、当該道路の近くに小型自動車等（小型自動車その他これに類する小型の自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車が迂回することができる道路があるときは、小型自動車等（第3種第1級から第4級まで又は第4種第1級から第3級までの道路にあっては、小型自動車等及び歩行者又は自転車）のみの通行の用に供する道路とすることができる。	第3種及び第4種の道路についてのみ規定する。	同上																																																																														

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方																															
道路の区分	5 第1種、第2種、第3種第1級から第4級まで又は第4種第1級から第3級までの道路について、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を他の車線と分離して設けることができる。この場合において、第3種第1級から第4級まで又は第4種第1級から第3級までの道路について小型自動車等のみの通行の用に供する車線を設けようとするときは、当該車線に係る道路の部分を高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造とするものとする。	第3種及び第4種の道路についてのみ規定する。	帯広市が管理する高速自動車国道及び自動車専用道路は存在しないため。																															
	6 道路は、小型道路（第4項に規定する小型自動車等（第3種第1級から第4級まで又は第4種第1級から第3級までの道路にあつては、小型自動車等及び歩行者又は自転車）のみの通行の用に供する道路及び前項に規定する小型自動車等のみの通行の用に供する車線に係る道路の部分をいう。以下同じ。）と普通道路（小型道路以外の道路及び道路の部分を含む。以下同じ。）とに区分するものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。																															
車線等	第5条 車道（副道、停車帯その他国土交通省令で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。																															
	2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。	第3種及び第4種の道路についてのみ規定する。	帯広市が管理する高速自動車国道及び自動車専用道路は存在しないため。																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">地形</th> <th colspan="2">設計基準交通量 (単位1日につき台)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3種</td> <td rowspan="2">第2級</td> <td>平地部</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>山地部</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4級</td> <td>平地部</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>山地部</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4種</td> <td>第1級</td> <td></td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td></td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td></td> <td>9,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。</p>				区分	地形	設計基準交通量 (単位1日につき台)				第1種	(略)	(略)	(略)	第3種	第2級	平地部	9,000	山地部	8,000	第4級	平地部	8,000	山地部	6,000	第4種	第1級		12,000	第2級		10,000	第3級		9,000
区分	地形	設計基準交通量 (単位1日につき台)																																
第1種	(略)	(略)	(略)																															
第3種	第2級	平地部	9,000																															
		山地部	8,000																															
	第4級	平地部	8,000																															
		山地部	6,000																															
第4種	第1級		12,000																															
	第2級		10,000																															
	第3級		9,000																															

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方																																									
車線等	<p>3 前項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の本数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の本数は2以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="210 422 949 798"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地形</th> <th colspan="2">設計基準交通量 (単位1日につき台)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種、第2種</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第3種</td> <td rowspan="2">第1級</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平地部</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2級</td> <td>山地部</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>平地部</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>山地部</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4種</td> <td>第4級</td> <td>山地部</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>第1級</td> <td></td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td></td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3級</td> <td></td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。</p>	区分	地形	設計基準交通量 (単位1日につき台)		第1種、第2種	(略)	(略)	(略)	第3種	第1級	(略)	(略)	平地部	9,000	第2級	山地部	7,000	平地部	8,000	第3級	山地部	6,000	第4種	第4級	山地部	5,000	第1級		12,000	第2級		10,000		第3級		10,000	第3種及び第4種の道路についてのみ規定する。	帯広市が管理する高速自動車国道及び自動車専用道路は存在しないため。					
	区分	地形	設計基準交通量 (単位1日につき台)																																									
第1種、第2種	(略)	(略)	(略)																																									
第3種	第1級	(略)	(略)																																									
		平地部	9,000																																									
	第2級	山地部	7,000																																									
		平地部	8,000																																									
	第3級	山地部	6,000																																									
第4種	第4級	山地部	5,000																																									
	第1級		12,000																																									
	第2級		10,000																																									
	第3級		10,000																																									
<p>4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第1級若しくは第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="210 1061 983 1492"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">車線の幅員（単位メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第3種</td> <td rowspan="2">第1級</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2級</td> <td>普通道路</td> <td>3.25</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>2.75</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3級</td> <td>普通道路</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>2.75</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td></td> <td>2.75</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4種</td> <td rowspan="2">第1級</td> <td>普通道路</td> <td>3.25</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>2.75</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2級及び第3級</td> <td>普通道路</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>2.75</td> </tr> </tbody> </table>	区分		車線の幅員（単位メートル）		第1種	(略)	(略)	(略)	第2種	(略)	(略)	(略)	第3種	第1級	(略)	(略)	(略)	(略)	第2級	普通道路	3.25	小型道路	2.75	第3級	普通道路	3	小型道路	2.75	第4級		2.75	第4種	第1級	普通道路	3.25	小型道路	2.75	第2級及び第3級	普通道路	3	小型道路	2.75	第3種及び第4種の道路についてのみ規定する。	同上
区分		車線の幅員（単位メートル）																																										
第1種	(略)	(略)	(略)																																									
第2種	(略)	(略)	(略)																																									
第3種	第1級	(略)	(略)																																									
		(略)	(略)																																									
	第2級	普通道路	3.25																																									
		小型道路	2.75																																									
	第3級	普通道路	3																																									
		小型道路	2.75																																									
第4級		2.75																																										
第4種	第1級	普通道路	3.25																																									
		小型道路	2.75																																									
	第2級及び第3級	普通道路	3																																									
		小型道路	2.75																																									

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方																									
車線等	5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第31条の2の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。																									
車線の分離等	第6条 第1種、第2種又は第3種第1級の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数4以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。	第3種の道路についてのみ規定する。	帯広市が管理する高速自動車国道及び自動車専用道路は存在しないため。																									
	2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が3以下である第1種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。	規定しない。	同上																									
	3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。																									
	4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。	第3種及び第4種の道路についてのみ規定する。	帯広市が管理する高速自動車国道及び自動車専用道路は存在しないため。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">中央帯の幅員（単位 メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3種</td> <td>第1級</td> <td rowspan="4">1.75</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4種</td> <td>第1級</td> <td rowspan="3">1</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>第2級</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		中央帯の幅員（単位 メートル）		第1種	（略）	（略）	（略）	第2種	（略）	（略）	（略）	第3種	第1級	1.75	1	第2級	第3級	第4級	第4種	第1級	1		第2級	第3級		
区 分		中央帯の幅員（単位 メートル）																										
第1種	（略）	（略）	（略）																									
第2種	（略）	（略）	（略）																									
第3種	第1級	1.75	1																									
	第2級																											
	第3級																											
	第4級																											
第4種	第1級	1																										
	第2級																											
	第3級																											

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方																									
車線の分離等	5 中央帯には、側帯を設けるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。																									
	6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第4項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。	第3種及び第4種の道路についてのみ規定する。	帯広市が管理する高速自動車国道及び自動車専用道路は存在しないため。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">中央帯に設ける側帯の幅員（単位 メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3種</td> <td>第1級</td> <td rowspan="4">0.25</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>第2級</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4種</td> <td>第1級</td> <td rowspan="3">0.25</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>第2級</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		中央帯に設ける側帯の幅員（単位 メートル）		第1種	(略)	(略)	(略)	第2種	(略)	(略)	(略)	第3種	第1級	0.25		第2級	第3級	第4級	第4種	第1級	0.25		第2級	第3級		
	区 分		中央帯に設ける側帯の幅員（単位 メートル）																									
第1種	(略)	(略)	(略)																									
第2種	(略)	(略)	(略)																									
第3種	第1級	0.25																										
	第2級																											
	第3級																											
	第4級																											
第4種	第1級	0.25																										
	第2級																											
	第3級																											
7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、さくその他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。	国の基準どおり	同上																										
8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。	国の基準どおり	同上																										
副道	第7条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。																									
	2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。	国の基準どおり	同上																									
路肩	第8条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。																									
	2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。	第3種及び第4種の道路についてのみ規定する。	帯広市が管理する高速自動車国道及び自動車専用道路は存在しないため。																									

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方																																										
路 肩	<table border="1" data-bbox="210 276 909 643"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th colspan="2">中央帯に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2種</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3種</td> <td rowspan="2">第1級</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2級 から 第4級</td> <td>普通道路</td> <td>0.75</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">第5級</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">第4種</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分			中央帯に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)		第1種	(略)	(略)	(略)	(略)	第2種		(略)	(略)	(略)	第3種	第1級	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第2級 から 第4級	普通道路	0.75	0.5	小型道路	0.5		第5級		0.5		第4種		0.5							国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
	区 分			中央帯に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)																																									
	第1種	(略)	(略)	(略)	(略)																																								
	第2種		(略)	(略)	(略)																																								
	第3種	第1級	(略)	(略)	(略)																																								
			(略)	(略)	(略)																																								
		第2級 から 第4級	普通道路	0.75	0.5																																								
			小型道路	0.5																																									
	第5級		0.5																																										
第4種		0.5																																											
3 (略)	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。																																											
<p>4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。</p> <table border="1" data-bbox="230 831 909 1015"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>第4種</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	第1種	(略)	第2種	(略)	第3種	0.5	第4種	0.5	第3種及び第4種の道路についてのみ規定する。	帯広市が管理する高速自動車国道及び自動車専用道路は存在しないため。																																	
区 分	車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)																																												
第1種	(略)																																												
第2種	(略)																																												
第3種	0.5																																												
第4種	0.5																																												
<p>5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第3項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第1種第1級又は第2級の道路にあつては1メートルまで、第1種第3級又は第4級の道路にあつては0.75メートルまで、第3種（第5級を除く。）の普通道路又は第3種第1級の小型道路にあつては0.5メートルまで縮小することができる。</p>	第3種の道路についてのみ規定する。	帯広市が管理する高速自動車国道及び自動車専用道路は存在しないため。																																											
<p>6 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「1.25」とあり、及び「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。																																											
<p>7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。</p>	国の基準どおり	同上																																											
8・9 (略)	国の基準どおり	同上																																											

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方						
路肩	10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。	国の基準どおり	同上						
	11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第4項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。	国の基準どおり	同上						
停車帯	第9条 第4種（第4級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。	第3種及び第4種の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。	国の基準を参酌して検討した結果、帯広市では郊外部の観光地が多く、観光のための停車の需要がある場合は、第3種道路においても停車帯が設置できるよう設定。						
	2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。	国の基準どおり	幅員については、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。						
		第3種の道路に設ける停車帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況並びに良好な道路交通環境の整備を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、その事情に応じ、2.5メートルを超える値とすることができる。	第3種の道路の停車帯については、地域ごとに観光の目的や需要が異なることから、必要な幅員については、柔軟に設定できるようにする。						
軌道敷	第9条の2 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>単線又は複線の別</th> <th>軌道敷の幅員（単位：メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単線</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>複線</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	単線又は複線の別	軌道敷の幅員（単位：メートル）	単線	3	複線	6	規定しない。	帯広市に軌道敷が存在しないため規定しない。
単線又は複線の別	軌道敷の幅員（単位：メートル）								
単線	3								
複線	6								
自転車道	第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。						
	2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	国の基準どおり	同上						

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
自転車道	3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
	4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。	国の基準どおり	同上
	5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。	国の基準どおり	同上
自転車歩行者道	第10条の2 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
	2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。	国の基準どおり	同上
	3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	国の基準どおり	同上
	4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。	国の基準どおり	同上
歩道	第11条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
	2 第3種又は第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	国の基準どおり	同上
	3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。	歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては3メートル（地形の状況やその他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートル）以上とするものとする。	国の基準を参酌し検討した結果、「帯広市居住環境ユニバーサルデザイン指針」で示している幅員（3m以上）の特例値を設定。 地域事情や用地的な制約があり、帯広市独自基準の整備が困難な場合は、例外的に歩行者のすれ違いが可能な1.5mまで歩道の幅員を縮小できるような特例値を設定。

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
歩道	4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を通用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
	5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。	国の基準どおり	同上
歩行者の滞留の用に供する部分	第11の2 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
積雪地域に存する中央帯等の幅員	第11の3 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
植樹帯	第11の4 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
	2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。	国の基準どおり	同上
	3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。 一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間 二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間	国の基準どおり	同上
	4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。	国の基準どおり	同上

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方																																						
設計速度	<p>第13条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値（当該道路が第4種第4級の道路である場合にあっては、1時間につき40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートル）とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、高速自動車国道である第1種第4級の道路を除き、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="210 453 983 791"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">設計速度（単位1時間につきメートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第3種</td> <td>第1級</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>60</td> <td>50又は40</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>60,50又は40</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td>50,40又は30</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>第5級</td> <td>40,30又は20</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4種</td> <td>第1級</td> <td>60</td> <td>50又は40</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>60,50又は40</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>50,40又は30</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		設計速度（単位1時間につきメートル）		第1種	（略）	（略）	（略）	第2種	（略）	（略）	（略）	第3種	第1級	（略）	（略）	第2級	60	50又は40	第3級	60,50又は40	30	第4級	50,40又は30	20	第5級	40,30又は20		第4種	第1級	60	50又は40	第2級	60,50又は40	30	第3級	50,40又は30	20	第3種及び第4種の道路についてのみ規定する。	帯広市が管理する高速自動車国道及び自動車専用道路は存在しないため。
	区 分		設計速度（単位1時間につきメートル）																																						
第1種	（略）	（略）	（略）																																						
第2種	（略）	（略）	（略）																																						
第3種	第1級	（略）	（略）																																						
	第2級	60	50又は40																																						
	第3級	60,50又は40	30																																						
	第4級	50,40又は30	20																																						
	第5級	40,30又は20																																							
第4種	第1級	60	50又は40																																						
	第2級	60,50又は40	30																																						
	第3級	50,40又は30	20																																						
屈曲部の	<p>2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。</p>	国の基準どおり	同上																																						
車道の	<p>第14条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第31条の2の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。																																						
曲線半径	<p>第15条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。</p> <table border="1" data-bbox="170 1153 965 1369"> <thead> <tr> <th>設計速度（単位1時間につきメートル）</th> <th colspan="2">曲線半径（単位メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>150</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>100</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>60</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>15</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計速度（単位1時間につきメートル）	曲線半径（単位メートル）		（略）	（略）	（略）	60	150	120	50	100	80	40	60	50	30	30		20	15		国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。																	
設計速度（単位1時間につきメートル）	曲線半径（単位メートル）																																								
（略）	（略）	（略）																																							
60	150	120																																							
50	100	80																																							
40	60	50																																							
30	30																																								
20	15																																								

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方																	
曲線部の片勾配	<p>第16条 車道，中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には，曲線半径がきわめて大きい場合を除き，当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ，かつ，当該道路の設計速度，曲線半径，地形の状況等を勘案し，次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第3種の道路で自転車道等を設けないものにあつては，6パーセント）以下で適切な値の片勾配を附するものとする。ただし，第4種の道路にあつては，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，片勾配を附さないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">道路の存する地域</th> <th>最大片勾配 (単位 パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1種、第2種 及び第3種</td> <td rowspan="2">積雪寒冷地域</td> <td>積雪寒冷の度が はなはだしい地域</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の地域</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>第4種</td> <td colspan="2"></td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	区分	道路の存する地域		最大片勾配 (単位 パーセント)	第1種、第2種 及び第3種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が はなはだしい地域	6	その他の地域	8	その他の地域		10	第4種			6	<p>車道，中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には，曲線半径がきわめて大きい場合を除き，当該道路の設計速度，曲線半径，地形の状況等を勘案し最大6%以下で適切な値の片勾配を附するものとする。ただし，第4種の道路にあつては，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，片勾配を附さないことができる。</p>	<p>帯広市は積雪寒冷の度がはなはだしい地域であるため。</p>
	区分	道路の存する地域		最大片勾配 (単位 パーセント)																
第1種、第2種 及び第3種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が はなはだしい地域	6																	
		その他の地域	8																	
	その他の地域		10																	
第4種			6																	
曲線部の車線等の の 拡 幅	<p>第17条 車道の曲線部においては，設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ，車線（車線を有しない道路にあつては，車道）を適切に拡幅するものとする。ただし，第2種及び第4種の道路にあつては，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。</p>	<p>第3種及び第4種の道路についてのみ規定する。</p>	<p>帯広市が管理する高速自動車国道及び自動車専用道路は存在しないため。</p>																	
緩和区間	<p>第18条 車道の屈曲部には，緩和区間を設けるものとする。ただし，第4種の道路の車道の屈曲部にあつては，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。</p>	<p>国の基準どおり</p>	<p>国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。</p>																	
	<p>2 車道の曲線部において片勾配を附し，又は拡幅をする場合においては，緩和区間においてすりつけをするものとする。</p>	<p>国の基準どおり</p>	<p>同上</p>																	
	<p>3 緩和区間の長さは，当該道路の設計速度に応じ，次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値をこえる場合においては，当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計速度（単位1時間につきキロメートル）</th> <th>緩和区間の長さ（単位メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度（単位1時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位メートル）	（略）	（略）	60	50	50	40	40	35	30	25	20	20	<p>国の基準どおり</p>	<p>同上</p>			
設計速度（単位1時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位メートル）																			
（略）	（略）																			
60	50																			
50	40																			
40	35																			
30	25																			
20	20																			

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方																																																
視距等	<p>第19条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする</p> <table border="1" data-bbox="250 333 896 580"> <thead> <tr> <th>設計速度 (単位1時間につきキロメートル)</th> <th>視距 (単位メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度 (単位1時間につきキロメートル)	視距 (単位メートル)	(略)	(略)	60	75	50	55	40	40	30	30	20	20	<p>視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、同表の視距の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1131 453 1668 667"> <thead> <tr> <th>設計速度 (単位1時間につきキロメートル)</th> <th colspan="2">視距 (単位メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60</td> <td>100</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>70</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>45</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>25</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度 (単位1時間につきキロメートル)	視距 (単位メートル)		60	100	75	50	70	55	40	45	40	30	30	30	20	25	20	<p>国の基準を参酌して検討した結果、帯広市は全域が積雪寒冷地域であることから、氷結した路面での制動停止距離を考慮した視距とすることを条例上明確化し、地形の状況等によりやむを得ない場合には、道路構造令の基準まで縮小可能とする。</p>																
	設計速度 (単位1時間につきキロメートル)	視距 (単位メートル)																																																	
(略)	(略)																																																		
60	75																																																		
50	55																																																		
40	40																																																		
30	30																																																		
20	20																																																		
設計速度 (単位1時間につきキロメートル)	視距 (単位メートル)																																																		
60	100	75																																																	
50	70	55																																																	
40	45	40																																																	
30	30	30																																																	
20	25	20																																																	
縦断勾配	<p>2 車線の本数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行なうのに十分な見とおしの確保された区間を設けるものとする。</p>	<p>国の基準どおり</p>	<p>国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。</p>																																																
	<p>第20条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="190 967 965 1430"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>設 計 速 度 (単位1時間につきキロメートル)</th> <th colspan="2">縦 断 勾 配 (単位 パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1種</td> <td rowspan="5">普通道路</td> <td>120</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>5</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>6</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2種 及び</td> <td rowspan="3"></td> <td>40</td> <td>7</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>8</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>9</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第3種</td> <td rowspan="5">小型道路</td> <td>120</td> <td rowspan="2">4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>9</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		設 計 速 度 (単位1時間につきキロメートル)	縦 断 勾 配 (単位 パーセント)		第1種	普通道路	120	2	5	100	3	6	80	4	7	60	5	8	50	6	9	第2種 及び		40	7	10	30	8	11	20	9	12	第3種	小型道路	120	4	5	100	6	80	7		60	8		50	9		<p>第3種及び第4種の道路についてのみ規定する。</p>
区 分		設 計 速 度 (単位1時間につきキロメートル)	縦 断 勾 配 (単位 パーセント)																																																
第1種	普通道路	120	2	5																																															
		100	3	6																																															
		80	4	7																																															
		60	5	8																																															
		50	6	9																																															
第2種 及び		40	7	10																																															
		30	8	11																																															
		20	9	12																																															
第3種	小型道路	120	4	5																																															
		100		6																																															
		80	7																																																
		60	8																																																
		50	9																																																

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方																																																					
縦断勾配	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>設計速度 (単位 1 時間につきキロメートル)</th> <th colspan="2">縦断勾配 (単位 パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1種 第2種 及び 第3種</td> <td rowspan="3">小型道路</td> <td>40</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>12</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">第4種</td> <td rowspan="4">普通道路</td> <td>60</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">小型道路</td> <td>20</td> <td>9</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>30</td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20</td> <td>12</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		設計速度 (単位 1 時間につきキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)		第1種 第2種 及び 第3種	小型道路	40	10		30	11		20	12		第4種	普通道路	60	5	7	50	6	8	40	7	9	30	8	10	小型道路	20	9	11	60	8		50	9		40	10				30	11				20	12			
	区分		設計速度 (単位 1 時間につきキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)																																																				
	第1種 第2種 及び 第3種	小型道路	40	10																																																				
			30	11																																																				
			20	12																																																				
	第4種	普通道路	60	5	7																																																			
			50	6	8																																																			
			40	7	9																																																			
			30	8	10																																																			
		小型道路	20	9	11																																																			
60			8																																																					
50			9																																																					
40			10																																																					
		30	11																																																					
		20	12																																																					
登坂車線	第21条 普通道路の縦断勾配が5パーセント(高速自動車国道及び高速自動車国道以外の普通道路で設計速度が1時間につき100キロメートル以上であるものにあつては、3パーセント)を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。																																																					
	2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。	国の基準どおり	同上																																																					
縦断曲線	第22条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。	国の基準どおり	同上																																																					
	<p>2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計速度 (単位 1 時間につきキロメートル)</th> <th>縦断曲線の 曲線形</th> <th>縦断曲線の半径 (単位 メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60</td> <td>凸形曲線</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>凹型曲線</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50</td> <td>凸形曲線</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>凹型曲線</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">40</td> <td>凸形曲線</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>凹型曲線</td> <td>450</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度 (単位 1 時間につきキロメートル)	縦断曲線の 曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)	(略)	(略)	(略)	60	凸形曲線	1,400	凹型曲線	1,000	50	凸形曲線	800	凹型曲線	700	40	凸形曲線	450	凹型曲線	450	国の基準どおり	同上																																
設計速度 (単位 1 時間につきキロメートル)	縦断曲線の 曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)																																																						
(略)	(略)	(略)																																																						
60	凸形曲線	1,400																																																						
	凹型曲線	1,000																																																						
50	凸形曲線	800																																																						
	凹型曲線	700																																																						
40	凸形曲線	450																																																						
	凹型曲線	450																																																						

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方														
縦断曲線	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設計速度 （単位 1 時間につきキロメートル）</th> <th>縦断曲線の 曲線形</th> <th>縦断曲線の半径 （単位 メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">30</td> <td>凸形曲線</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>凹型曲線</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20</td> <td>凸形曲線</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>凹型曲線</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度 （単位 1 時間につきキロメートル）	縦断曲線の 曲線形	縦断曲線の半径 （単位 メートル）	30	凸形曲線	250	凹型曲線	250	20	凸形曲線	100	凹型曲線	100			
	設計速度 （単位 1 時間につきキロメートル）	縦断曲線の 曲線形	縦断曲線の半径 （単位 メートル）														
30	凸形曲線	250															
	凹型曲線	250															
20	凸形曲線	100															
	凹型曲線	100															
	<p>3 縦断曲線の長さは当該道路の設計速度に応じ次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計速度 （単位 1 時間につきキロメートル）</th> <th>縦断曲線の長さ （単位 メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度 （単位 1 時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ （単位 メートル）	（略）	（略）	60	50	50	40	40	35	30	25	20	20	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
設計速度 （単位 1 時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ （単位 メートル）																
（略）	（略）																
60	50																
50	40																
40	35																
30	25																
20	20																
舗装	<p>第 23 条 車道，中央帯（分離帯を除く。），車道に接続する路肩，自転車道等及び歩道は，舗装するものとする。ただし，交通量がきわめて少ない等特別の理由がある場合においては，この限りでない。</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。														
	<p>2 車道及び側帯の舗装は，その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を 49 キロニュートンとし，計画交通量，自動車の重量，路床の状態，気象状況等を勘案して，自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし，自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては，この限りでない。</p>	国の基準どおり	同上														
	<p>3 第 4 種の道路（トンネルを除く。）の舗装は，当該道路の存する地域，沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては，雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ，かつ，道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし，道路の構造，気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。</p>	国の基準どおり	同上														
横断勾配	<p>第 24 条 車道，中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には，片勾配を付する場合を除き，路面の種類に応じ，次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路面の種類</th> <th>横断勾配（単位 パーセント）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前条第 2 項に規定する 基準に適合する舗装道</td> <td>1.5 以上 2 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3 以上 5 以下</td> </tr> </tbody> </table>	路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）	前条第 2 項に規定する 基準に適合する舗装道	1.5 以上 2 以下	その他	3 以上 5 以下	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。								
路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）																
前条第 2 項に規定する 基準に適合する舗装道	1.5 以上 2 以下																
その他	3 以上 5 以下																

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方											
横断勾配	2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を附するものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。											
	3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。	国の基準どおり	同上											
合成勾配	<p>第25条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="230 571 943 820"> <thead> <tr> <th>設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)</th> <th>合成勾配 (単位 パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td rowspan="4">11.5</td> </tr> <tr> <td>40</td> </tr> <tr> <td>30</td> </tr> <tr> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位 パーセント)	(略)	(略)	60	10.5	50	11.5	40	30	20	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
	設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位 パーセント)												
(略)	(略)													
60	10.5													
50	11.5													
40														
30														
20														
	2 積雪寒冷の度のはなはだしい地域に存する道路にあっては、合成勾配は、8パーセント以下とするものとする。	国の基準どおり	同上											
排水施設	第26条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水桝その他の適当な排水施設を設けるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。											
平面交差又は接続	第27条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。											
	2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見とおしができる構造とするものとする。	国の基準どおり	同上											
	3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第4種第1級の普通道路にあっては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。	国の基準どおり	同上											
	4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。	国の基準どおり	同上											
	5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。	国の基準どおり	同上											

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方	
立体交差	第28条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。	
	2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては当該交差の方式は立体交差とするものとする。	国の基準どおり	同上	
	3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。	国の基準どおり	同上	
	4 連結路については、第5条から第8条まで、第12条、第13条、第15条、第16条、第18条から第20条まで、第22条及び第25条の規定は、適用しない。	国の基準どおり	同上	
鉄道等との平面交差	第29条 道路が鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。 一 交差角は、45度以上とすること。 二 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量がきわめて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。 三 見とおし区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見とおすことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数がきわめて少ない箇所については、この限りでない。	軌道については規定しない。	帯広市に軌道数が存在しないため規定しない。	
	踏切道における鉄道等の車両の最高速度 （単位1時間につきキロメートル）	見とおし区間の長さ （単位メートル）		
	50 未満	110		
	50 以上 70 未満	160		
	70 以上 80 未満	200		
	80 以上 90 未満	230		
	90 以上 100 未満	260		
	100 以上 110 未満	300		
	110 以上	350		

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
待避所	第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。 一 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。 二 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見とおすことができること。 三 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
交通安全施設	第31条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
凸部、 狭窄部等	第31条の2 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
乗合自動車の 停留所等に 設ける交通島	第31条の3 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。	路面電車の停留場については規定しない。	帯広市に路面電車は存在しないため規定しない。
自動車 駐車場等	第32条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
防雪施設 その他 防護施設	第33条 なだれ、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝融雪施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。	国の基準どお	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
	2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、さく、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。	国の基準どおり	同上
トンネル	第34条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
	2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。	国の基準どおり	同上
	3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。	国の基準どおり	同上

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
橋、 高架の 道路等	第35条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
	2 橋、高架の道路その他これらに類する構造の普通道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を二百四十五キロニュートンとし、当該橋、高架の道路その他これらに類する構造の普通道路における大型の自動車の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとする。	国の基準どおり	同上
	3 橋、高架の道路その他これらに類する構造の小型道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を三十キロニュートンとし、当該橋、高架の道路その他これらに類する構造の小型道路における小型自動車等の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとする。	国の基準どおり	同上
	4 前3項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。	国の基準どおり	同上
等 附帯 の特 例 工事	第36条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定（第8条、第13条、第14条、第24条、第26条、第31条及び第33条を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
区 分 が 変 更 さ れ る 道 路 の 特 例	第37条 一般国道の区域を変更し、当該変更に係る部分を都道府県道又は市町村道とする計画がある場合において、当該部分を当該他の道路とすることにより第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、同条第4項及び第5項、第4条、第5条、第6条第1項、第4項及び第6項、第8条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第9条第1項、第10条の2第3項、第11条第1項、第2項及び第4項、第11条の4第1項、第12条、第13条第1項、第16条、第17条、第18条第1項、第20条、第22条第2項、第23条第3項、第27条第3項、第30条並びに第31条の2の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。この場合において、第5条第1項ただし書及び第5項、第10条の2第3項ただし書、第11条第4項ただし書並びに第12条中「第3種第5級」とあるのは「第3種第5級又は第4種第4級」と、第5条第3項中「及び第3種第5級」とあるのは「並びに第3種第5級及び第4種第4級」と、第9条第1項及び第11条第1項中「第4種」とあるのは「第4種（第4級を除く。）」と、同項中「第3種の」とあるのは「第3種若しくは第4種第4級の」と、同条第2項中「第3種」とあるのは「第3種又は第4種第4級」と、第13条第1項中「上欄に掲げる値」とあるのは「上欄に掲げる値（当該道路が第4種第4級の道路である場合にあっては、1時間につき40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートル）」と、第31条の2中「主として」とあるのは「第4種第4級の道路又は主として」と読み替えるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
小区間改築の場合の特例	第38条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第4項から第6項まで、第7条、第9条、第9条の2、第10条第3項、第10条の2第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第11条の4第2項及び第3項、第15条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
	2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第4項から第6項まで、第7条、第8条第2項、第9条、第9条の2、第10条第3項、第10条の2第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第11条の4第2項及び第3項、第19条第1項、第21条第2項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定による基準をそのまま通用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。	国の基準どおり	同上
自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路	第39条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
	2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。	国の基準どおり	同上
	3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、次項の建築限界を勘案して定めるものとする。	国の基準どおり	同上
	4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の建築限界は、次の図に示すところによるものとする。（図省略）	国の基準どおり	同上
	5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。	国の基準どおり	同上
	6 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第37条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第11条の2を除く。）は、適用しない。	国の基準どおり	同上
歩行者専用道路	第40条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
	2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、次項の建築限界を勘案して定めるものとする。	国の基準どおり	同上

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
歩行者専用道路	3 歩行者専用道路の建築限界は、次の図に示すところによるものとする。（図省略）	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道及び市町村道との整合性を勘案し、国の基準どおりとするのが適切。
	4 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。	国の基準どおり	同上
	5 歩行者専用道路については、第3条から第11条まで、第11条の3から第37条まで及び第38条第1項の規定は、適用しない。	国の基準どおり	同上
附則		1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。	